

令和7年度

農業振興等に関する要望書

令和 7 年 1 月 9 日

足寄町農業委員会

令和7年度農業振興等に関する要望

足寄町は、十勝中央部の肥沃な平野に恵まれた地域と違い、利別川、美里別川、足寄川の3河川流域に沿って帯状に開拓された狭隘な農地で、土地の生産性も低い山麓丘陵地帯の典型的な中山間地域です。

気候は、山麓特有の気象現象と十勝内陸性の気象現象を有し、寒暖の差が著しい地域です。

このような厳しい地理的気象条件のもと、畑作、酪農、肉用牛を基幹とした専業または複合経営が主体で、土地利用型農業が行われています。

畑作では、小麦・豆類・甜菜・馬鈴薯の主要4品を基本に、蔬菜・緑肥等を取り入れ、耕畜連携による堆肥の導入、環境へ配慮した減農薬・減化学肥料を実践した作物生産と環境保全型農業に取り組んでいます。

畜産では、「土づくり」「草づくり」を基本とし、良質粗飼料の確保と給与に努め、特に、酪農では、緩傾斜の草地や林地等の自然環境・飼養環境を生かし、低コスト化を目指した集約型放牧方式を導入する新規就農者の誘致を積極的に取り組んでいます。

一方、新型コロナウイルス感染症など多くの感染症が、未だに私たちの暮らしに影響を及ぼしており、ロシアのウクライナ侵攻、また中東情勢の混乱などを発端としたエネルギー問題、食料問題、さらに物価高騰などにより、世界経済の不安定感がますます高まっています。

このような中、農業を取り巻く環境においても、円安傾向が続き、肥料や飼料など生産資材価格の高騰による経費増加や、生乳生産抑制による収益悪化など、農業者の経営環境を著しく圧迫しています。

今般、足寄町農業委員会では、苦境に立つ農業情勢を踏まえ、農業者が抱える課題の中から令和7年度農業振興等に関する要望を取りまとめたところです。

足寄町におかれましては、「国等に対する農業施策等の要請」事項にご理解をいただき、関係省庁に対する要請について、特段のご配慮をお願いします。また、「町に対する農業施策等の要望」事項につきましては、地域農業が持続的に発展できるよう各関係団体とも連携を図りながら、万全な対応をお願いします。

I. 国等に対する農業施策等の要請

1. 生産資材価格の高騰対策

世界的な気候変動や人口増加による国際的な穀物需要の高まり、ロシアのウクライナ侵攻、中東情勢の不安定化により世界経済の混乱を加速させている。また、農業に必要不可欠な肥料・飼料などの生産資材価格は、為替の円安傾向が続き、高止まりしている。

現在、国から示されている肥料価格高騰対策事業や配合飼料価格高騰緊急対策事業等では農業者の負担軽減が不十分との認識から、十勝管内でも独自に支援策を打ち出す自治体も出てきている。

このため、国際情勢による影響緩和に向け、さらなる価格安定化や生産資材の国産化に向けた対策を要請する。

2. 中山間地域への日本型直接支払所得補償制度の創設

地形や気象条件、野生鳥獣被害、農業担い手の高齢化により中山間地域での農業経営の維持は大変厳しく、よって、離農が加速し、人口減少や地域経済の衰退により、町の存続も危うい事態である。

よって、欧米などの取り組みを参考に、中山間地域で安定した農業経営ができるような日本型直接支払所得補償制度の創設を要請する。

3. 農業基盤整備事業予算の確保

安定した生産を支える農地基盤の整備にあたって、今日まで、国、北海道、町、農業者等が、各々の役割分担のもと不断の取り組みを行ってきたが、昨今の異常気象や想定外の自然災害への対応のため、継続した取り組みが必要である。

農業の生産性向上や品質の高い農畜産物の生産、ひいては、我が国の食料自給率の向上が図られるような基盤整備事業を推進するため、必要な予算を継続的に確保するとともに、近年のゲリラ豪雨に対応する明渠暗渠排水施設整備、農業機械の大型化に対応するための農道拡幅、変化する農業環境に対する柔軟な運用、各種事業に伴う地元負担の軽減に配慮するよう要請する。

4. 優良農地の確保

現在、農業公社が実施している農地中間管理事業(貸借)や農地保有合理化事業(売買)は、受け手がいないと農地を受け入れません。

昨今、農業経営者の高齢化や経営不振、将来を見通せない農業情勢から離農する経営者が増えており、農地が動かないと負債整理ができない事態に陥っています。

よって、日本政府は農産物の国産国消を掲げており、国内における農産物の安定供給のため、特に、中山間地域の優良農地を積極的に買い入れ、市町村や地元JAなど関係機関の協力のもと、自給飼料の生産の強化、また、農地を国が所有し、新規就農者など新たな担い手に貸し付けるなど、農業に公設民営理論の導入を要望する。

Ⅱ. 町に対する農業施策等の要望

1. 農業委員の報酬の引き上げ

農業経営者の減少や高齢化、昨今の農業情勢の不安定化に伴い、農地の権利移動が増加する傾向にあり、各地区での農業委員の役割が重視され、その活動日数が増している。

安倍政権や岸田政権は国を挙げて、各業界や団体などに賃上げの要請を行っており、厚生労働省も最低賃金の引上げに努めている。

つきましては、農業委員の報酬は、数十年、見直しがされていないことを鑑み、早急に、農業委員の報酬の引き上げを要望する。

2. 農業振興地域整備計画(総合的見直し)の早期完了

平成30年度から、北海道土地改良事業団体連合会(水土里ネット北海道)に業務委託し、約2,000万円の多額の費用を投じたにも関わらず、令和7年、未だに、本計画が完成せず、甚だ遺憾である。

農業振興地域の整備に関する法律は、農地法や農業経営基盤強化促進法などに関連があり、その判断に影響を及ぼす。

平成7年度、平成15年度に総合的見直しを実施し、今現在、21年を経過し、本計画は現状と大きく乖離している。

例えば、以下のような問題がある。

- (1)この21年間の随時見直しに伴う異動の補完がされていない。
- (2)この21年間の地籍調査事業等の成果が反映されていない。
- (3)この21年間で、山林原野化した農地のうち、農地として利用困難な土地の利用計画が農地となったままである。
- (4)総合的な見直しが定期的には実施されないと、随時見直しに伴う利用計画の編入、除外、用途変更が増える。
- (5)現状と乖離があるため、現況証明願に伴う非農地判断において、利用計画が農地でも、非農地と判断している。

つきましては、平成30年に着手して7年が経過し、さらにこのまま、3年が経過すると、次の総合的な見直しの時期が到来するため、早急に、本計画を完成させるよう要望する。

3. 有害鳥獣被害防止対策の強化

エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、タヌキに加え、ハトやカラス等を介した農業生産物被害があとをたたず、特に、エゾシカによる被害が突出している。また、昨今、家畜伝染病拡大の恐れも懸念される。

国等の補助事業を活用し、全町の農地を広域的に囲う鹿柵を設置してきましたが、現在、個々の農地を囲わないと被害が防止できない状況となっている。

つきましては、農業者が個々の農地を鹿柵で囲うための資材購入などについて、その費用の支援を要望する。

さらに、将来の安定した捕獲体制を維持するため、ハンターが意欲を持って駆除活動が行えるよう、鳥獣被害防止対策のための予算増額を要望する。

4. 酪農・畜産・畑作対策の推進

足寄町は酪農・畜産・畑作振興を図るため、産業クラスター事業を積極的に活用し、搾乳ロボット導入、畜舎建設、作業機械購入など、搾乳牛や繁殖牛の増頭に取り組んでおり、家畜糞尿処理の衛生管理面を考慮した営農を目指せるような事業への支援を要望する。

家畜伝染病の防止に向け、各関係機関や団体と連携を密にし、防疫に関する情報共有や自衛防疫体制の強化を図るよう要望する。

酪農ヘルパー事業は、搾乳や給餌など、酪農家の労働環境を改善し、突発的な出来事への代替支援として重要な役割を担っている。

これまで、施設型酪農による経営規模拡大により慢性的な労働力不足が続いていることから、公務員などの副業の柔軟な運用や外国人労働者の積極的な受入れなど、酪農ヘルパー事業の安定的な運用を行いつつ、総合的かつ長期的な支援を要望する。

国をはじめとした新規就農対策支援が充実し、足寄町では24名の方々が新規就農しましたが、ほとんどが集約的放牧酪農となっている。

一方、経営者の高齢化が著しい畑作経営での新規就農による経営継承は進展しておらず、後継者のUターンによる事業継承に期待するところです。

現在のところ、農業後継者の支援として、いきいき農業夢資金200万円しかなく、Uターンして農業経営を継承したくなるような後継者の支援施策を要望する。

5. 農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務と、足寄町事務委任規則第2条に規定する町からの委任事項を執行する地方自治法第180条の5第3項の規定に基づく、独立した行政委員会です。

主に、農地法に基づく許認可事務、農業担い手への農用地利用集積、農家(農地)台帳の整備、農業者年金事務など、これらの事務の円滑な実施の確保を図るため、引き続き予算の確保を要望する。

農業後継者の結婚対策は、農業担い手を確保し、安定的な農業を営む上で重要な取り組みです。

平成21年度、農業後継者パートナー対策委員会を設置し、町から農業委員会へ引き継がれ、農業後継者の高齢化や減少などから、次第に、婚活イベントへの参加者が減りつづけ、近隣3町や十勝での合同開催による取り組みでも、参加者が少ない状況が続いています。

昨今、人口減少問題や少子高齢化問題の解決策の一端として、市町村が積極的に婚活に取り組んでいます。今や、農業後継者のみならず、職業に関係なく、結婚に消極的な若者が増えている状況にあるため、職業を超えて、各関係機関と連携のもと、足寄町が婚活事業を実施するよう要望する。

事務局体制について、事務局職員が農業委員会業務で個々の農業者の実情を理解し、農地法、農業経営基盤強化促進法、登記法、租税特別措置法、農業者年金制度や農地一括生前贈与制度など複雑に絡み合う各種制度に精通している必要があります。

つきましては、事務局職員の人事異動を検討されている際は、必ず、会長と事前調整し、職員の長期化や経験者の配置を要望する。

以 上

令和 7 年 1 月 9 日

足寄町長 渡辺 俊一 様

足寄町農業委員会
会長 吉 村 進



